

平成26年4月23日 制定

平成28年7月7日 改定

平成30年5月16日 改定

令和5年12月5日 改定

令和7年4月15日 改定

一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会 会員規程

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会（以下「本協議会」とする。）の入退会及び会員の権利義務等、会員活動の基本的事項を定めるものとする。

（会員種別）

第2条 本協議会の会員は、次の三種とする。

（1）幹事会員

本協議会の趣旨に賛同し、社会基盤情報の流通環境の整備に協力をいただくとともに、本協議会の運営にも積極的に関与いただける法人。

（2）一般会員

本協議会の趣旨に賛同し、社会基盤情報の流通環境の整備に協力をいただける法人及び個人。

（3）賛助会員

本協議会の趣旨に賛同し、社会基盤情報の流通環境の整備に関し、ご助言、ご協力をいただける、国機関、地方公共団体、大学等教育・研究機関、またはそれらに所属する有識者。

（入会申込等）

第3条 本協議会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事宛に提出しなければならない。

2 代表理事または事務局長は、前項の申し込みがあったときは、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。

3 代表理事または事務局長は、前項の入会を承認した場合、理事会に報告する。

4 入会日は会費納入日とする。

（会員資格基準）

第4条 本協議会の会員になろうとする者が、第3条の申し込みがあったとき、代表理事または事務局長は、以下のいずれかの項目に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- (1) 本協議会の趣旨に賛同していないことが明らかになったとき
- (2) 過去に本規程違反、またはその他規程に違反したことを理由として除名、または退会処分をうけたことが明らかになったとき
- (3) 第3条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (4) 会員になろうとする者の事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、またはその恐れがあると理事会で決議したとき
- (5) その他本協議会が不適切と判断したとき。

(会費)

第5条 各会員の入会金及び年会費は次のとおりとする。

- (1) 幹事会員 入会金 なし 年会費 一口 600,000 円 (一口以上)
- (2) 一般会員 (【法人】) 入会金 なし 年会費 50,000 円
- (3) 一般会員 (【個人】) 入会金 なし 年会費 10,000 円
- (4) 賛助会員 入会金 なし 年会費 なし

2 入会を承認され、通知を受けた後、速やかに入会した年度の会費を納入しなければならない。

3 会員は、原則として、会費を本協議会が指定した銀行口座に速やかに一括納付するものとする。

4 会員は、会費を納入せず、督促後なお会費を 6 カ月以上納入しないとき、会員資格を喪失するものとする。この場合において、滞納した入会金及び年会費の納入義務は免れない。

5 納付された入会金及び年会費は、事業年度途中の退会・除名であっても返還しないものとする。

(幹事会員の権利)

第6条 幹事会員は次の権利を有する。

- (1) 社員総会における議決権
- (2) 本協議会が発行するメールマガジン等での情報発信
- (3) 本協議会が提供するシステム・アプリケーションとのサービス連携
- (4) 本協議会が企画する研究会等への参加
- (5) 本協議会が主催・協賛・後援するイベント等への優待
- (6) 本協議会が発行するメールマガジン等の購読

2 情報発信については年会費三口以上、サービス連携については年会費五口以上の場合とする。

(一般会員の権利)

第7条 一般会員 (【法人】 および 【個人】) は次の権利を有する。

- (1) 本協議会が発行するメールマガジン等の購読

(賛助会員の権利)

第8条 賛助会員は次の権利を有する。

- (1) 本協議会が発行するメールマガジン等の購読

(会員の義務)

第9条 会員は次の義務を負う。

- (1) 本協議会の定款並びにその他規則及び議決に従うこと
- (2) 本協議会の会費等を納入すること
- (3) 会員拡大に努めること
- (4) 本協議会の会員同士または会員と本協議会が実施する事業を通じて知り合った者と事業を行う場合は、当該会員はただちにその報告を事務局に行うこと
- (5) 会員の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届を代表理事に提出すること

(退会)

第10条 会員が本協議会を退会しようとするときは、別途定める退会届を代表理事に提出しなければならない。

2 会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき
- (2) 失踪宣告を受けたとき
- (3) 法人または団体が解散し、または破産したとき

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

(1) 本協議会の定款または規則に違反し、度重なる催促を受けても改善しないとき

(2) 本協議会の名誉を毀損し、または本協議会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、本協議会に対する権利を失う。また、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続して義務を負う。

2 本協議会は、会員がその資格を喪失した場合、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員名簿)

第13条 本協議会は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(会員規約の追加・変更)

第14条 本規程に定めのない事項で必要と判断されるものについては、総会の決議により定める。

2 本協議会は、理事会の決議により、本規程の全部または一部を変更することができ、かつ総会における議決を得て変更できる。

3 本協議会の総会の議決により変更された本規程は、本協議会の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規程に拘束される。

(機密情報の保護)

第15条 本協議会は、業務上知り得た機密情報の保護に万全を期すものとする。

(個人情報の保護)

第16条 本協議会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(法令の準拠)

第17条 本協議会のすべての会員は、各種法令の定めに従う。

(合意管轄)

第18条 本規程に関連した会員と本協議会の紛争については、本協議会の主たる事務所

を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。